

「保育・教育施設長向け組織マネジメント等講習業務委託」

受託候補者選定に係る実施要領

制 定 平成 31 年 4 月 11 日 こ保運第 214 号

(趣旨)

第 1 条 「保育・教育施設長向け組織マネジメント等講習業務委託」について、横浜市こども青少年局入札参加資格審査・指名業者選定委員会要綱（以下「選定委員会要綱」という。）の規定に基づき、プロポーザル方式により受託候補者を選定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱（以下「実施要綱」という。）及び横浜市委託に関するプロポーザル方式運用基準に定めるもののほか、この実施要領に定めるところによる。

(プロポーザル関係資料提出要請書)

第 2 条 プロポーザル関係資料提出要請書を通知する際には、原則として、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要・基本計画等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 保育・教育施設長向け組織マネジメント等講習業務委託に係るプロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第 3 条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- (1) 予定講師の経歴等
- (2) 研修の実施方針
- (3) 研修の実施手法
- (4) 研修の実施体制
- (5) 当該業務についての具体的な提案
- (6) その他当該業務に必要な事項

(評価)

第 4 条 プロポーザルを特定するための評価項目は、次に掲げる事項とする。

- (1) 研修目的に対する合致度
- (2) 研修の実施手法（専門性）
- (3) 講師の経歴及び技量
- (4) 実施体制
- (5) 企業としての取組に関する視点

2 プロポーザルの評価にあたって、応募多数（4 者以上）の場合は第 1 次評価として書類選考

を行うものとする。ただし、応募数が3者以下の場合は第1次評価を省略する。

- 3 第2次評価として提案者にヒアリングを行うものとする。
- 4 別紙提案書作成要領の評価項目（加算項目は除く）のいずれかの着目点について、評価点が0点となった者は失格とする。また、評価点の合計が49点以下の者（最低基準は50点）は失格とする。
- 5 提案書の内容及びヒアリングの結果を基に算出した第2次評価をもとに、評価点が高い者を特定する。評価点と同点の場合は、評価委員会にて採択を行い、当該業務にもっとも適した者を特定する。
- 6 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

（評価委員会）

第5条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
 - (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
 - (3) 評価の集計及び報告
 - (4) ヒアリング
- 2 評価委員会には委員長、副委員長及び委員を置き、次のとおりとする。
委員長 子育て支援課長
副委員長 保育・教育運営課運営指導等担当課長
委員 保育・教育人材課長、保育・教育運営課保育運営担当係長
経理係長
 - 3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
 - 4 評価委員会は、委員の5分の4の出席をもって成立する。
 - 5 欠席した委員の評価は集計には含めない。ただし、書類審査については、評価結果の書類の提出をもって出席とみなし、集計に含めることができる。
 - 6 委員長は、評価結果をこども青少年局入札参加資格審査・指名業者選定委員会に報告するものとする。ただし、第1次評価結果については報告しないものとする。また、委員長が欠席の場合は、あらかじめ委員長が定めた者がその職務を代理する。
 - 7 評価委員会は非公開とする。

（提案資格確認の通知）

第6条 提案資格者として選定されなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により選定されなかった理由の説明を求めることができる。

なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに参加意向申出書提出先まで提出しなければならない。

- 2 前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

（評価結果の通知）

第7条 受託候補者として特定されなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により特定されなかった理由の説明を求めることができる。

なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに参加意向申出書提出先まで提出しなければならない。

2 前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

附 則

この要領は平成31年4月12日から施行する。